

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－1 経営管理（ガバナンス） （略）</p> <p>Ⅱ－3－2－3 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ－3－2－3－1 意義</p> <p>利用者に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、組合は、その業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている（水協法第11条の10第2項）。</p> <p>特に、個人である利用者に関する情報については、信用事業命令、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年7月10日農林水産省告示第924号。以下「農林水産分野保護法ガイドライン」という。）及び農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領として別に定めるもの並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年11月20日金融庁告示第63号。以下「金融分野保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成17年1月6日金融庁告示第1号。以下「金融分野保護法実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことか</p>	<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－1 経営管理（ガバナンス） （略）</p> <p>Ⅱ－3－2－3 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ－3－2－3－1 意義</p> <p>利用者に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、組合は、その業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている（水協法第11条の10第2項）。</p> <p>特に、個人である利用者に関する情報については、信用事業命令、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（<u>平成27年7月1日農林水産省告示第1675号</u>。以下「農林水産分野保護法ガイドライン」という。）及び農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領として別に定めるもの並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年11月20日金融庁告示第63号。以下「金融分野保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成17年1月6日金融庁告示第1号。以下「金融分野保護法実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことか</p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>ら、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、組合は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する「法人関係情報」をいう。以下同じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、組合は、利用者に関する情報及び法人関係情報（以下「利用者等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 一般的な事務処理</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ－1－3 検査部局等との連携</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ－1－3－2 検査部局による検査着手前</p> <p>検査着手に当たって、監督部局（注1）は、検査責任者に対し、信漁連の現状等（注2）についての説明を行うものとする。</p> <p>（注1）監督部局とは、財務省財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、金融庁検査局検査の場合には監督局総務課協同組織金融室、<u>農林水産省大臣官房検査部検査</u>の場合には水産庁漁政部水産経営課とする。</p> <p>（注2） （略）</p> <p>（略）</p>	<p>ら、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、組合は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する「法人関係情報」をいう。以下同じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、組合は、利用者に関する情報及び法人関係情報（以下「利用者等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 一般的な事務処理</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ－1－3 検査部局等との連携</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ－1－3－2 検査部局による検査着手前</p> <p>検査着手に当たって、監督部局（注1）は、検査責任者に対し、信漁連の現状等（注2）についての説明を行うものとする。</p> <p>（注1）監督部局とは、財務省財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、金融庁検査局検査の場合には監督局総務課協同組織金融室、<u>農林水産省大臣官房検査・監察部検査</u>の場合には水産庁漁政部水産経営課とする。</p> <p>（注2） （略）</p> <p>（略）</p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－6 行政処分を行う際の留意点</p> <p>Ⅲ－6－1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて</p> <p>Ⅲ－6－1－1 行政処分</p> <p>（略）</p> <p>（3）水協法第123条の2に基づく業務改善命令又は水協法第124条に基づく必要な措置をとるべき命令等</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ－6－2 行政手続法との関係等</p> <p>（1）行政手続法との関係</p> <p><u>上記Ⅲ－6－1－1（3）から（5）までの不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項第2号に基づき弁明の機会を付与し、上記Ⅲ－6－1－1（6）の不利益処分をしようとする場合には、同法第13条第1項第1号に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。</u></p>	<p>Ⅲ－6 行政処分を行う際の留意点</p> <p>Ⅲ－6－1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて</p> <p>Ⅲ－6－1－1 行政処分</p> <p>（略）</p> <p>（3）水協法第123条の2に基づく業務改善命令又は水協法第124条第1項に基づく必要な措置をとるべき命令</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ－6－2 行政手続法との関係等</p> <p>（1）行政手続法との関係</p> <p>① <u>申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、行政手続法第8条に基づき、当該処分の理由を示さなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して当該処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>② <u>不利益処分を行う場合には、行政手続法第13条第1項の規定に基づき、同条第2項に該当するときを除き、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないことに留意する。具体的には、上記Ⅲ－6－1－1（6）の解散命令その他の同条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、上記Ⅲ－6－1－1（3）から（5）までの命令その他の同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないこと</u></p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(2) 行政不服審査法との関係 上記Ⅲ－6－1－1（1）、（3）から（6）までの処分をしようとする場合には、<u>行政不服審査法第6条に基づく異議申立てができる旨を</u>書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係 上記Ⅲ－6－1－1（1）、（3）から（6）までの処分をしようとする場合には、<u>行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を</u>書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業 (略)</p> <p>Ⅳ－3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p>	<p><u>に留意する。</u> <u>また、いずれの場合においても、不利益処分をする場合には、同法第14条に基づき、当該処分の理由を示さなければならないことに留意する。</u> <u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して当該処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係 上記Ⅲ－6－1－1（1）、（3）から（6）までの処分<u>その他の不服申立てを</u>することができる処分をする場合には、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等</u>を書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係 上記Ⅲ－6－1－1（1）、（3）から（6）までの処分<u>その他の取消訴訟を提起することができる処分</u>をする場合には、<u>行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項</u>を書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業 (略)</p> <p>Ⅳ－3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（略） IV-3-2 許可申請に係る事務処理 （略） IV-3-2-3 その他 （略） IV-3-2-3-2 不許可の場合の取扱い</p> <p><u>（1）不許可にする場合は、不許可の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び農林水産大臣に対する異議申し立てをすることができる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>（2）不許可通知書には、不許可の理由に該当する準用銀行法第52条の38第1項各号のうちの該当する号を明らかにするものとする。</u></p>	<p>（略） IV-3-2 許可申請に係る事務処理 （略） IV-3-2-3 その他 （略） IV-3-2-3-2 不許可の場合の取扱い</p> <p>不許可にする場合は、不許可の理由並びに金融庁長官及び農林水産大臣に対する審査請求をすることができる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする（Ⅲ-6-2参照）。</p> <p>（削る。）</p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>【様式】</p> <p>検査結果に係る報告の徴求（漁協） 参考様式5-4①</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>組 合 名 代表理事 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事○○○○</p> <p>検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>平成 年 月 日を検査実施日として、貴組合を検査した結果を平成 年 月 日付け○○第 号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定に基づき報告を求め、平成 年 月 日までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に金融庁長官及び農林水産大臣に対して<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から<u>6か月以内</u>に都道府県を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。<u>（なお、この処分</u></p>	<p>【様式】</p> <p>検査結果に係る報告の徴求（漁協） 参考様式5-4①</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>組 合 名 代表理事 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事○○○○</p> <p>検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>平成 年 月 日を検査実施日として、貴組合を検査した結果を平成 年 月 日付け○○第 号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析<u>及び改善・対応策（注）</u>について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定に基づき報告を求め、平成 年 月 日までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>に金融庁長官及び農林水産大臣に対して<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>この処分については、<u>上記の審査請求のほか</u>、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>6か月以内</u>に、都道府県を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法</p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起できなくなる。）また、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。</u></p> <p>（リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること）</p> <p>（注）リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。</p> <p>検査結果に係る報告の徴求（信漁連） 参考様式5-4②</p> <p>番 号</p>	<p>律第139号) に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。<u>なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。</u></p> <p><u>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。</u></p> <p>（リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること）</p> <p>（注）リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。</p> <p>検査結果に係る報告の徴求（信漁連） 参考様式5-4②</p> <p>番 号</p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">住 所 〇〇〇信用漁業協同組合連合会 代表理事会長〇〇〇〇</p> <p>平成 年 月 日を検査実施日として、貴連合会を検査した結果を平成 年 月 日付け〇〇第号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析及び改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項（及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項）の規定に基づき報告を求めると、平成 年 月 日までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、金融庁長官に対して審査請求及び農林水産大臣に対して異議申立て（農水産業協同組合貯金保険法に基づく報告を（も）求める場合には、金融庁長官及び農林水産大臣に対して異議申立て）</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6か月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、<u>処分の取消しの訴えを提起できなくなる。</u>）また、審査請求又は異議申立てをした場合には、当該審査請求に対する裁決又は当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6か月を経過したとき又は当該裁決又は当該決定の日から1年を経過したときは、<u>処分の取消しの訴えを提起することができない。</u></p>	<p style="text-align: center;">住 所 〇〇〇信用漁業協同組合連合会 代表理事会長〇〇〇〇</p> <p>平成 年 月 日を検査実施日として、貴連合会を検査した結果を平成 年 月 日付け〇〇第号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析及び改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項（及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項）の規定に基づき報告を求めると、平成 年 月 日までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、<u>金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。</u></p> <p>この処分については、<u>上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。</u></p> <p><u>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。</u></p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であ</p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成 17 年 4 月 1 日付け金監第 807 号・16 水漁第 2697 号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>平成 年 月 日</p> <p>〇〇財務局長〇〇〇〇 （金融庁長官〇〇〇〇） 農林水産大臣〇〇〇〇</p> <p>（リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること）</p> <p>（注）リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。</p>	<p><u>っても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。</u></p> <p>平成 年 月 日</p> <p>〇〇財務局長〇〇〇〇 （金融庁長官〇〇〇〇） 農林水産大臣〇〇〇〇</p> <p>（リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること）</p> <p>（注）リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。</p>